

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 5 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 財政及び金融に関する件

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行総裁 植田和男君

日本銀行決済機構局長 武田直己君

（質疑者）岸信千世君（自民）、櫻井周君（立憲）、江田憲司君（立憲）、藤巻健太君（維教）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

岸信千世君（自民）

- （1） 2025（令和 7）年度のプライマリーバランス（P B）黒字化達成に向けた大臣の意気込み
- （2） 所得税等の定額減税について、制度の円滑な実施及び企業・自治体の事務負担軽減に向けた政府の取組
- （3） 金融経済教育
 - ア 金融経済教育推進機構の具体的な役割及び教育メニュー並びに我が国において取り入れるべき海外の先進的な取組
 - イ 投資トラブルに巻き込まれないための退職者や高齢者に対する金融経済教育の内容
- （4） サステナブルファイナンスを推進するための具体的な取組、金融機関と企業に求める対応及び政府の支援内容
- （5） 事業承継税制における特例事業承継計画の提出期限を 2 年延長した趣旨及び狙い
- （6） 地域金融機関の役割についての金融庁の見解
- （7） 無形資産を含む事業全体を担保とする制度を創設する「事業性融資の推進等に関する法律案」の趣旨及び期待される効果
- （8） 地域金融機関の経営基盤強化に向けた政府の取組

櫻井周君（立憲）

- （1） オンラインカジノ
 - ア 違法行為の取締り状況及び取締りを通じたオンラインカジノの実態の把握状況
 - イ 収納代行業者や無登録資金移動業者が関与する違法送金の取締り状況並びに警察、金融庁及び金融機関の連携状況
 - ウ 日銀も参加する分散台帳技術を使用したクロスボーダー決済に関する国際決済銀行の実験プロジェクト「アゴラ」をマネーロンダリング対策に活用していくことの重要性
- （2） 日銀の金融政策の変更
 - ア 為替相場の動向について大臣の閣議後記者会見（令和 6 年 4 月 2 日）における、行き過ぎた動きに対してあらゆる手段を排除しない旨の発言を踏まえ、ここ 1 月ほど 1 ドル 151 円で張りついている現状を、大臣は行き過ぎた動きと認識しているか否かの確認
 - イ マイナス金利を解除したにもかかわらず、円高に振れずに円安に振れた理由
 - ウ 日銀が保有する時価約 70 兆円の E T F の処分方針及び中央銀行が株式を大量に保有することが健全といえるか否かについての日銀総裁の見解
 - エ 日銀保有の E T F を政府部門である預金保険機構に移管するとの提案に対する日銀総裁の見解
 - オ 日銀保有の J - R E I T の処分方針及び中央銀行が不動産投資信託を大量に保有することが健全といえるか否かについての日銀総裁の見解

- カ 長期国債の買入れ額を維持することによる日銀の国債保有残高の見込み及び今後のバランスシート規模の方向性
- キ 長期金利のコントロールについての今後の方針
- (3) 開発金融における環境社会配慮
 - ア ロシアに対して経済制裁を加えている現状における同国向けの出融資の状況
 - イ 国際協力銀行（J B I C）に対し、ロシアのアーктиック LNG 2プロジェクト向け融資契約を破棄するよう指示すべきとの考えに対する大臣の見解
 - ウ 軍事クーデターから3年経過したミャンマーに対し、同国への既存ODA（政府開発援助）を中止すべきとの考えに対する大臣の見解
- (4) 中国出身の国際機関の職員について、中国国家情報法により国際公務員としての守秘義務がないがしるにされる懸念についての大臣の見解

江田憲司君（立憲）

- (1) 政治資金問題
 - ア 自民党内での処分に対し党内で不満の声があがっているとの報道に対する大臣の受止め
 - イ 上記アの処分は幕引きでなく真相究明や政治改革などの残された課題があることの確認
 - ウ 上記イの課題に対する大臣の取組姿勢
- (2) 消費税制度の在り方
 - ア 令和2～4各年度の補正予算を含む歳出可能総額である予算現額及び各年度の翌年度繰越額と不用額
 - イ 多額の翌年度繰越と不用額が生じる野方図な財政運営を行ってきたとの見方に対する大臣の見解
 - ウ 消費税率1%分の税収額
 - エ 多額の翌年度繰越と不用額が生じる余裕があるのであれば消費税率の引下げが可能であったとの見方に対する大臣の見解
 - オ 我が国以外で消費税を社会保障財源と位置付けている国の有無
 - カ 逆進性が指摘される消費税をもって所得再分配機能を担う社会保障の財源に充てるのは論理矛盾であるとの意見に対する大臣の見解
- (3) 財政状況に関する情報提供の在り方
 - ア 国債発行は将来世代へのツケ回しであるとの見方の真偽
 - イ 国が財政の情報を提供する際は負債側と資産側の両方に言及すべきとの意見に対する大臣の見解
 - ウ 我が国における個人の直近の金融資産残高
 - エ 上記ウに国と企業が保有する金融資産を合わせた金額
 - オ 我が国の対外純資産残高
 - カ 我が国の外貨準備残高
 - キ 我が国の経常収支額
 - ク 財務省ホームページ掲載の「外国格付け会社宛意見書要旨」のとおり、先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられないとの財務省の考えに変更がないことの確認
 - ケ 上記クに対する答弁が従前の財務省の考えを否定するものであるか否かの確認
 - コ 我が国の直近のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）スプレッドの値
 - サ 現在の我が国の財政規律の枠組みは、金利と経済成長率の大小関係がバランスしている場合にP/Bが黒字化すると債務残高対GDP比が低下するという考え方を背景にしていることの確認

藤巻健太君（維教）

- (1) 為替
 - ア 大臣発言（令和6年3月27日）にある「断固たる措置」の具体的内容
 - イ 財務官が「明らかに投機」と断言した根拠についての大臣の見解
 - ウ 投機的な動きに係る財務官の発言（令和6年3月27日）と大臣の答弁（令和6年4月1日参議院決算委員会）にニュアンスの違いがあるが、大臣の答弁が財務省の公式見解であることの確認
- (2) 日銀の情報管理
 - ア 金融政策決定会合で決定される事項が事前に漏れることは問題があるか否かについての日銀総裁の見解
 - イ 一部報道機関への内部からの情報漏えい（リーク）の有無
 - ウ 内部調査を行うべきとの意見に対する日銀総裁の見解
- (3) 税務当局の情報管理
 - ア 過去に個別の税務案件が報道されていることを受け、国税側からマスコミへのリークの有無の確認
 - イ 国税側から情報が漏れていないとした場合の、情報漏えい元についての大臣の見解
 - ウ 情報漏えいに関する調査を行う予定の有無
- (4) 物価見通し
 - ア 令和5年4月の「エネルギーを除いた物価上昇率が、2023年後半には2%を下回る」旨の総裁の見通しが大きく外れたことに対する評価
 - イ 今年後半にかけての物価先行きの見通し
- (5) 金融政策決定会合
 - ア マーケットの余計な動揺を招かないため、決定事項の公表時刻を決めることの可否
 - イ 決定会合の様態を録画及び公表することの可否
- (6) 日銀総裁の首相官邸訪問
 - ア 誰がどのような目的で設定しているかの確認
 - イ 政策の透明性や日銀の独立性の観点から決して望ましいことではないとの意見に対する日銀総裁の見解
- (7) 円安下における観光政策
 - ア 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が五類に変更された後の観光客数のデータ等
 - イ 円安が観光業に及ぼす影響
 - ウ 今後観光業を振興していくための方策及び今後の方向性
 - エ 観光業振興による負の側面への認識及び対処方針
 - オ 民泊
 - a 利用状況
 - b トラブルの報告の有無及び今後の対応方針
 - c 今後の民泊の在り方

田村貴昭君（共産）

- (1) 租税の三原則である「中立」の原則について
 - ア 政府における「中立」の原則の意義の確認
 - イ 平成9（1997）年1月24日政府税制調査会答申における「中立」の原則の考え方を現在も踏襲しているか否かについての大臣の見解

ウ 上記イの答申における「自己の裁量と選択により経済活動、投資活動を行えるような環境」とは、事業者自らが業務内容や取引相手を自由に選ぶことのできる環境を指しているか否かについての大臣の見解

(2) 消費税のインボイス制度導入による税理士の業務への影響

ア 帝国データバンクによる全国企業「休廃業・解散」動向調査 2023 において税理士事務所の休廃業及び解散率が前年比で大幅に増加し、その要因の一つにインボイス制度の導入があると分析されているが、大臣がこの事実を把握していたか否かの確認及びその要因に対する大臣の認識

イ インボイス制度導入を理由とする税理士の廃業等が広がっていることに鑑み、政府において税理士業界の実態を把握すべきとの意見に対する大臣の所見

ウ 事務負担増や経営難といった税理士業界の実態をヒアリングなど行い把握する必要性

エ 税理士の現状についての政府の認識

オ インボイス制度は税の「中立」の原則に反しているとの指摘に対する大臣の見解

(3) パチンコの景品交換所に対するインボイス制度における古物商特例の適用

ア 古物商がインボイス発行事業者以外の者から金地金を古物営業と同等の取引方法により取引総額 1 万円以上で買い取る場合、同特例による仕入税額控除の適用の可否及び適用要件

イ 景品交換所が特殊景品を買い取る場合についても同特例の適用対象となり得る旨、政府は答弁した（令和 6 年 2 月 28 日衆議院財務金融委員会）が、上記アと同様の適用要件であるかの確認

ウ 上記イにおいて、本人確認等を要することとなる「取引総額が 1 万円以上」とは、1 景品 1 取引ではなく、1 つの取引総額をもって判断するか否かの確認

エ 同特例の適用を受ける景品交換所が特殊景品を取引総額 1 万円以上で買取った際に本人確認等を実施したか否かについては、税務調査における確認事項となっていることの確認

オ 景品交換所が特殊景品の買取りのみを行い、古物の実態取引がない場合に、税務当局は同特例の適用を取り消すか否かの確認

2 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 8 号）

・鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取しました。